

指定給水装置工事事業者指定申請書について

水道法に基づいて大町市に指定給水装置工事事業者の指定を申請しようとする工事店は、下記事項を確認のうえ申請手続きを行って下さい。

◆申請書類（申請書類一式は郵送でも提出可能です）

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書 様式第1-1、1-2（第18条関係）
- ②機械器具調書 別表（第18条関係）
上記調書に記載した器具の写合一覧表（任意の様式可、写真には「器具名と撮影日」が記載された看板と一緒に写るようにすること）
- ③誓約書 様式第2（第18条及び第34条関係）
- ④大町市が確認する3項目のための様式 確認用様式

〔記入上の注意〕

- ・ 申請者
法人名等記入して下さい。
個人においては、屋号がある場合は記入して下さい。
- ・ 役員
登記事項証明書に記載された役員名を記入して下さい。
- ・ 事業の範囲
法人においては、定款等に定める事業を記入して下さい。個人においては業務内容を記入して下さい。給水装置工事を行う者であることを確認します。
- ・ 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称
給水区域とは大町市内を指しますが、事業所（店舗）の所在地は市内市外を問いません。
また、事業所とは給水装置工事の拠点となる場所を指します。

◆添付書類

法人と個人では次のとおり異なります。（申請書類と一緒に提出して下さい）

〔法人の場合〕

- ④定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）原本、給水装置工事主任技術者免状の写し

〔個人の場合〕

- ④住民票の写し、給水装置工事主任技術者免状の写し

◆申請後について

- ・ 申請書類を審査した結果、適合していると認められた場合には「大町市水道指定給水装置工事事業者指定証」を交付します。交付日（事前に電話等で予定調整させていただきます）には条例等工事関係の説明を行いますので担当者の出席をお願いいたします。
- ・ 指定を受けた日から2週間以内に主任技術者の届出が必要になります。⑤給水装置工事主任技術者選任届出書 様式第3（第22条関係）をご記入いただき、主任技術者免状等のコピーを添付して届出をして下さい。

◆指定給水装置工事事業者証交付手数料

- ・ 5,000円
指定証交付時に納付いただくか、後日発送する納付書を用いて金融機関等で納入してください。